

住宅・建築物の耐震化の推進

内示額 32百万円

【 目 的 】

災害から住民の生命・財産を守るため、関係各省が行う住宅・建築物の耐震化に対する取り組みに加え、地震ハザードマップの作成、普及を促進するとともに、耐震化に関する各種情報を国民に提供することにより、また、収集された情報等住宅・建築物の耐震化推進に係る諸制度について検討整理することで、住宅・建築物の耐震化を効果的に推進することを目的とする。

【 施策概要 】

1. 地震ハザードマップの普及促進等による住民意識の向上

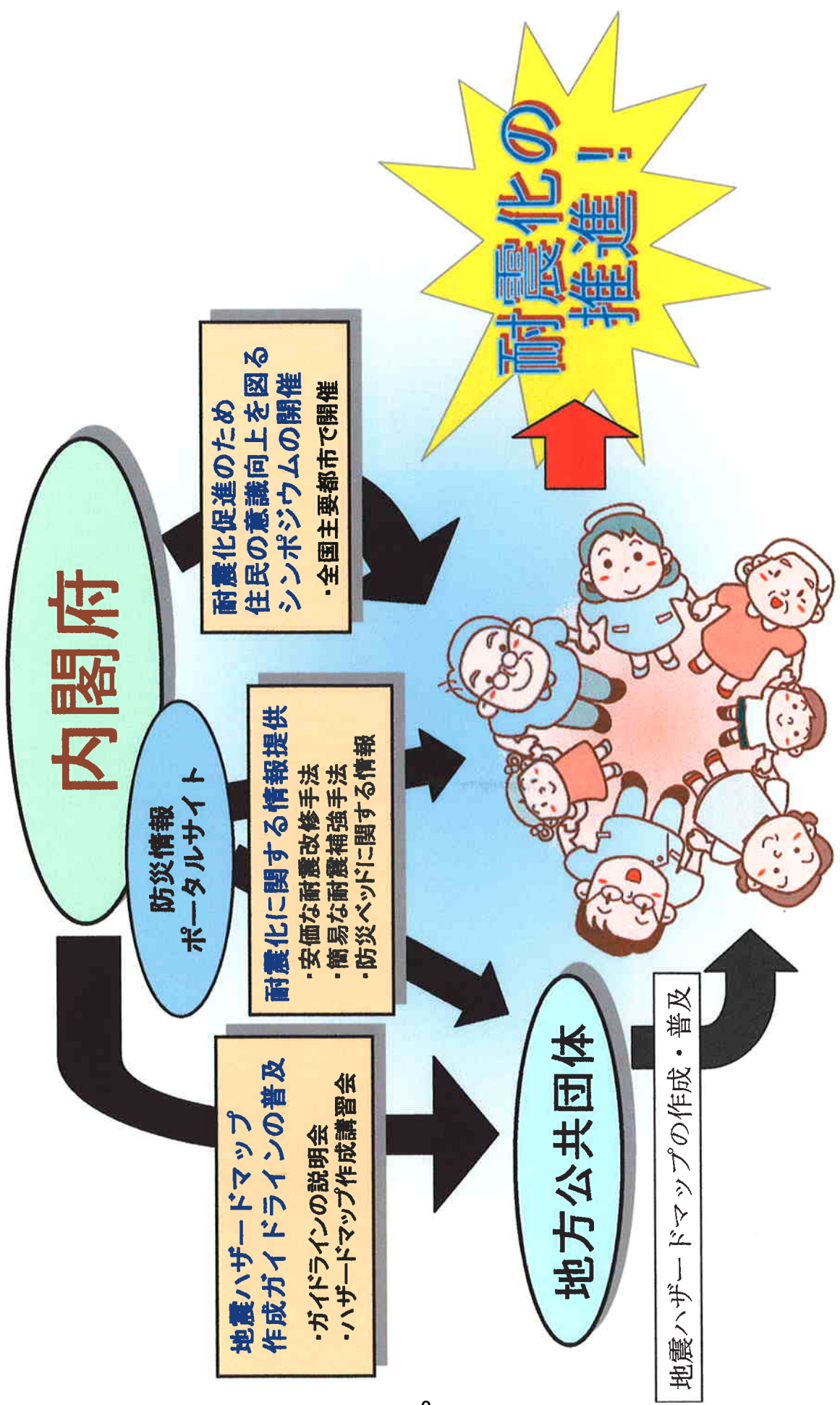
地方公共団体を対象とした地震ハザードマップ作成ガイドラインの説明会や、地震ハザードマップ作成の講習会を開催し、地震ハザードマップ、地震ハザードマップ作成ガイドラインの普及を図るとともに、耐震化の促進を目的としたシンポジウムを開催することにより、住民の耐震化に関する意識の向上を図る。

2. 住宅・建築物の耐震化に関する情報提供の実施

安価な耐震改修手法、簡易な耐震補強手法、防災ベッドに関する知識など、耐震化に関する情報の提供を、防災情報ポータルサイトやパンフレット等を活用し、国民、地方公共団体に対して行う。

3. 住宅・建築物耐震化対策ガイドラインの作成

地震ハザードマップの普及活動からその方法、効果について検証を実施、また住宅・建築物の耐震化に関する情報は、その効果等について検討を実施し、これらの検討結果をもとに住宅・建築物耐震化対策ガイドラインとしてとりまとめ、耐震化推進施策のマニュアルとして普及を図る。



住民の意識の向上

民間と市場の力を活かした安全な地域づくり

内示額 39百万円

民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会 (平成15年9月～平成16年7月)

- ①災害に強いまちづくりに向け、企業等が連携し日常的に活動に参画することで地域防災力向上が図られる「防災まちづくり」を推進するための施策の検討
- ②日常的商品やサービスの防災性能に着目し評価することで、消費者や企業の行動を通じて社会の防災力が高まる仕組みや、企業の防災への取り組みが社会的に評価される仕組みを作る等、市場の力を活かして防災力向上を図るための施策の検討

その検討結果 を踏まえ

- 「民間と市場の力を活かした防災戦略（仮称）」（防災における官民連携の基本指針）の策定
- 防災基本計画、地域防災計画、災害対策基本法等の見直し
- 上記戦略にそったアクションプラン（仮称）の策定

そのために次 の事業を実施

- 経済団体、NPO等に幅広く声をかけて、災害に強い国づくりを行う官民あげた「国民会議」を設置、上記戦略等策定にあたり大規模なPI（パブリック・インボルブメント）を実施
- 官民連携した防災まちづくりに関し、具体の地域を選定（10か所程度）、「防災まちづくりワークショップ」を開催、新たな戦略に基づくソフト面での環境整備（実証実験等）を先行的に実施
- 市場原理も活用した新たな防災社会システム構築について、「防災マーク選定」等、具体の取り組みを開始するとともに、その内容を国際的に情報発信し、わが国の防災への積極的な取り組みをアピール

被災者生活再建支援制度の拡充について

概算決定額	313百万円
うち、被災者生活再建支援金補助金	300百万円
当初内示額	100百万円
追加内示額	200百万円

(注) なお、概算決定額313百万円のうち13百万円は、制度の円滑な運用を図るための調査や制度の周知等に係る経費である。

制度拡充の内容

1 居住安定支援制度の創設

被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するため、現行の被災者生活再建支援制度に加え、同制度を拡充する形で、下記の通り新たに居住安定支援制度を創設する。

(1) 支援金支給上限額

自宅が全壊（または全部解体）した世帯が、自宅再建又は新築等をする場合	200万円
自宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模（大規模半壊）である世帯が、自宅の補修をする場合	100万円
居住する住宅が全壊または大規模半壊した世帯が、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する場合	50万円

- ※1 他の都道府県へ移転する場合は、対応する限度額の1/2とする。
- ※2 大規模半壊世帯または従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する場合は100万円とする。
- ※3 現行制度と同様、収入500万円超の対象世帯については、上記の支給限度額の1/2、単身世帯は複数世帯の3/4の額を限度とする。

(2) 居住関係経費

被災者の多くが実際に200万円の支給を受けられるよう、以下の通り、住宅再建費用等について、幅広く支援対象とする。

※ いずれも、原則として発災後3年以内（家賃等のみ2年以内）に支出される経費を対象とする。

●被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体・撤去及び整地に要する経費 ※ 実際に要する費用の70%を超えない範囲

●被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の借入金関係経費

・ローン利子

※ 借入利率のうち、1%を超え3.5%以下の部分の利率に相当する利子

・ローン保証料

●被災世帯が住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃等

※ 月額2万円を超える部分を対象とし、発災後2年以内に限る

●被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費

・建築確認・完了検査等申請料

・表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用

・仲介手数料

・水道加入分担金

なお、支援金の支給にあたって、被災世帯が円滑に支給を受けられるよう、運用上十分配慮するものとする。

2 生活再建支援制度に係るその他の拡充等

(1) 対象自然災害要件の緩和

被災者生活再建支援法の適用は、市町村内全壊10世帯以上が原則であるが、法適用となる市町村に隣接する市町村（人口10万人未満）については、同一の災害により5世帯以上が全壊した場合に適用対象となるよう、要件を緩和する。

(2) 長期避難世帯特例

避難指示等が解除されないまま通算3年以上経過した場合であって、避難指示等が解除された後2年以内に、従前居住していた市町村に戻り居住する世帯に対し、必要となる移転費、物品購入・補修に必要な経費（長期避難世帯特例経費）を、70万円を上限とし、既存の100万円の支援金に追加して支給することを認める。 ※ 法改正による新しい支給限度額（300万円）の範囲内

(3) その他

- 大規模半壊世帯については、上記の居住関係経費に係る支援金は支給するが、現行の生活再建支援金（100万円）は支給しない。
- 被災者生活再建支援基金が設置する運用資金の取り崩しを可能とするよう所要の規定整備を行うこととする。

決定内容は以上のとおりであり、上記の拡充に伴い、支援金支給限度額を現行の100万円から300万円に引き上げる等、被災者生活再建支援法の一部改正を行う予定。